

## 前回審議会以降の道路上における動画広告設置にかかる動き（ご報告）

### 【経過】

近年、技術的な進歩に伴い、地上部の広告物としてデジタルサイネージの設置要望が増えているとともに、従来のアナログ広告をデジタル化し多言語対応や災害サイネージなどの公共的な付加機能を備えることで官民連携して安全安心なまちづくりの可能性があることから、原則不可としていた道路区域内での動画広告の取り扱いについて検討の必要性があった。

令和2年2月28日開催の屋外広告物審議会において、道路上におけるデジタルサイネージを活用した動画広告（静止画及び切り替え広告）の掲出について審議し、物件を限定し掲出基準をもとに社会実験等を行い、それを踏まえ基準を固めていくという方向性が示された。

### 【国の動き】

- 令和2年7月31日付の国交省通達「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取り扱いについて」により、道路上の公共サイン（歩道上に設置する地図情報、観光情報、防災情報等を表示する看板状の物件）及び路上変圧器に対し、一定の条件のもと、デジタルサイネージを活用した広告掲出が可能となった。

### 【現在の状況】

- 道路上の物件に対してデジタルサイネージを活用した広告物の掲出を行いたいとの協議（相談）が数件あり、設置場所や広告物の表示にかかる内部取り扱い規定を作成し、交通管理者等と協議のうえ社会実験として実施予定。